

を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。

平成24年9月12日提出

八峰町長 加藤和夫

次をご覧ください。

専決処分第10号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

これにつきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ70万7,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億8,348万1,000円にするというものであります。

中身につきましては、町長の行政報告にありましたように、8月28日に行われました全県の消防操法大会に郡大会で優勝した第1分団がポンプ車の部で出場したということで、それに関わる経費でございます。

財源につきましては、歳入の方ですけれども5ページですが、繰越金を70万7,000円充てるというものでございます。

それから、歳出の方ですが、これにつきましては、9款1項1目非常備消防費ということで70万7,000円、内訳につきましては、旅費として37万7,000円、需用費28万8,000円、役務費2万2,000円、使用料2万円でございます。これは、団員及び職員の旅費であります。それから需用費の消耗品費については、競技出場用のホースとか、それとか靴とかそういうものを買ったものでございます。あとは高速道路の使用料等でございますので、ご承認くださいますよう、宜しくお願いします。

○議長（須藤正人君） これより議案第77号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第77号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第77号は原案のとおり承認さ

れました。

日程第5、議案第78号、八峰町防災会議条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） それでは、議案第78号、八峰町防災会議条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

八峰町防災会議条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

平成24年9月12日提出

八峰町長 加藤 和夫

提案理由でございますが、災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例を改正するものでございます。

次のページをご覧くださいと思います。

ここに八峰町防災会議条例の一部を改正する条例ということで、以下に改正文がありますが、配付しております総務課資料に基づいてご説明したいと思いますので、ご覧になっていただきたいと思います。2枚綴りの総務課資料ということでございます。これは議会全員協議会でもお示ししましたけれども、これに基づいてご説明いたします。

この中の2つ目、改正内容について新旧対照表でご説明いたします。アンダーラインを引いている部分が改正になる部分でございますので、その部分をご説明いたします。

まず、改正前の第2条第2号、これにつきましては削るものでございます。その下の第3号でございます。「水防法第25条の水防計画その他水防に関し、重要な事項を調査・審議する」とは、改正後、右側ですが、これを第2号となりまして「町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要な事項を審議すること」に改正するものでございます。次に、その下、第3号でございますが、「前号に規定する重要な事項に関し、町長に意見を述べることを新たに追加するもので、文字どおり防災会議として町長に意見を述べるができるというふうなことでございます。それで第3条の方に移りますが、第3条第5項第8号、「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者」については、新たに防災会議委員に任命する者を追加するというものでございます。その下の第7項のところでございますが、第5項に第8号の委員を追加したために、第7項第7号及び第8号の委員の任期を2年にするというふうな改正でございます。

この条例は公布の日から施行するということですので、宜しくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

- 議長（須藤正人君） これより議案第78号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
2番見上政子さん。
- 2番（見上政子さん） もう少し詳しく教えてもらいたいですけれども、改正前の方では、情報を収集するとか、それから調査・審議するというふうな項目が載ってましたけれども、改正後になりますと、情報の収集とか調査という項目が抜けることになるんですけれども、そして重要な事項を審議することというふうな観点な文章になってますが、審議ということはどういうことなのかということとちょっといろいろ調べてみましたら、つまびらかに意見交換をするというふうなことらしいんですけども、意見交換するだけのものでいいのかどうなのかというふうなことがあると思います。情報を収集したり調査して、それを審議する、こういうことが必要なのではないかなと私は思います。その下の方に学識経験者ということで、この学識経験者の人たちがいろんな情報とか提供するのかどうなのかわかりませんが、審議するというふうな言葉が非常に軽く感じられます。

それと、改正前の方では、委員は次に掲げる者をもって充てるというふうなことであれですけども、こっちの方では防災組織を構成する者又は学識経験者、自主防災組織を構成する者というのはどういう人なのかちょっと何かわかりませんが、この防災計画の中に、私、母親大会に毎年出ているんですが、やはり防災の構成メンバーとか、それから避難場所でのその委員とか行政指導委員もそうですけれども、もっともっとやっぱり女性が入っていかないと、この防災に関してはやはりきめ細かいところ、高齢者とか、それから子どもを持っている者とか、いろんな面で今までの3.11の経験からして、もっともっとやっぱり女性が入っていかなくてはいけないというふうなことで決議をしたんですけども、その点を含めてもう少し詳しく教えてもらいたいです。

- 議長（須藤正人君） 見上議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。田村総務課長。
- 総務課長（田村 正君） 見上議員のご質問にお答えします。

まず1点目の第2条の2号、情報収集をすること、これがなくなるので困るんではないかというふうなことですが、実は防災会議で災害に関する情報収集を行うよりは、市町村が設置する災害対策本部において一元化的に情報収集をする方が効果的であ

るという国の判断に基づいて、ここが削除されております。ですので、そうですね、市町村の設置する災害対策本部で一元的に情報収集すると、両方でやらなくて本部でやるということで削除になっております。

それから、次の第2号で審議するという事なんですが、これは審議だけではなくて、そのために次の第3号の方に、町長の方にいろんなことを意見を申し述べることができるというふうなことを3号に追加したものでございます。

それから3つ目ですが、自主防災組織というふうなのは構成する者というのはどういう方々かということでございますが、自主防災組織の代表者などが考えられるということでございます。

それから、そこに、学識経験のある者の中にはですね、考えられるのは大学教授の研究者、それからボランティア団体の代表者、それから女性、先ほど言いましたけれども女性、それから高齢者・障害者団体の代表者などがまず考えられるということでございますので、できるだけ女性の方もメンバーに加えたいわけです。そしてですね、現在の防災会議の委員につきましては、実は職名で委員を任命しているといいますかね、担っているのがほとんどでございます。例えば、これは防災会議の条例で決まっていますが、1号委員から7号委員まで現在あるわけですけれども、各、こう関係機関の方々の長、或いは長に近い方々になるというふうなことになっておまして、8号については、そのほかに新たにこういう学識経験とか自主防災組織を構成する方々、女性の代表者などが加わるとことができるというふうに改正になったものでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第78号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第78号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第79号、八峰町災害対策本部条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） それでは、ご説明いたします。

議案第79号、八峰町災害対策本部条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

八峰町災害対策本部条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するということで、平成24年9月12日提出、八峰町長 加藤和夫。

提案理由でございますが、先ほどと同じで、災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例を改正するものでございます。

次のページをご覧くださいと思います。

八峰町災害対策本部条例の一部を次のように改正するというので、第1条中「第23条第7項」を「第23条の2第8項」に改めるということで、附則として、この条例は公布の日から施行するというになっておりますが、災害対策基本法の第23条第7項が第23条の2第8項に条項番号が変更になったことによって当条例を改正しなければならないことになったものでありますので、宜しく願いいたします。

なお、資料の2枚目の方には新旧対照表を載せておりますので、これも参考にさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） これより議案第79号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第79号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第79号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第80号、八峰町分収造林条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。松森農林振興課長。

○農林振興課長（松森尚文君） それでは、議案第80号を提案説明いたします。

議案第80号、八峰町分収造林条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町分収造林条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成24年9月12日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。間伐材の補助対象林齢の変更に伴い、低迷している間伐施業を活性化させるため、条例を改正するものであります。

次のページを開いてもらいたいと思います。

この条例の中に、第8条というのは林産物の採取を規定しております。ちょっと読み上げてみます。

第8条、造林者は次に掲げる分収造林の林産物を採取することができるものと定めております。その第4号には、植栽後45年以内において、手入れのため伐採する分収林とあります。その「45年」を、国の補助の林齢が変更したのに伴い「60年以内」に改めるものでありますので、宜しくお願いします。

附則として、この条例は公布の日から施行するとなっておりますので、宜しくお願いいたします。

○議長（須藤正人君） これより議案第80号について質疑を行います。質疑ありませんか。

1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 今、担当課長からの説明の中で、ちょっと私もわからないんですが、間伐と、それから択伐、それから今の説明で伐採とありました。この辺の関連、皆伐以外は間伐だとか択伐だとか、或いは伐採、今使った用語の伐採というのは何のことを示しているのか、その辺の、それから間伐の場合は当然補助金が出るわけで、今回のその改正は、その枠が拡大、まあ樹齢が60年に枠が拡大になったという解釈をしておりますが、その択伐をした場合にその対象になるのかどうかと、それから伐採という言葉はどこに当てはまるのか、その辺の説明を願いたいと。

- 議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。松森農林振興課長。
- 農林振興課長（松森尚文君） 第8条第4号には手入れのため伐採する分収林となっておりますので、私は間伐と解釈しております。
- 議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。1番松岡清悦君。
- 1番（松岡清悦君） 間伐は当然手入れのための、間伐が手入れのための伐採という解釈をすればいいのか。それから、60年くらいになればもう択伐でも通る話だと思うわけですね。ですから、これから皆伐以外は当然間伐であったり択伐であったりするわけで、その辺、やる施業によってですね間伐と択伐と、まあ択伐になれば補助対象にならないのかどうか、この辺の解釈をお願いします。
- 議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。
- 町長（加藤和夫君） あくまでも手入れのためですから、間伐。平たく言えば、この間、議会の皆さんで請願を紹介議員になってあげてくれましたけれども、あれを認めながらやったということは、手入れのための間伐について林齢を延ばすということですので、そういう、売って収入をあげるためというんじゃなくて、手入れのためにあくまでも、間伐を促進して手入れをするためにこういうものを年数を延ばしたということですので、そういうふうに理解していただければと思います。
- 議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。
- 休憩いたします。

午前10時59分 休 憩

.....

午前11時06分 再 開

- 議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。
- ほかに質疑ありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。
- これより討論を行います。討論ありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。
- これより議案第80号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。従って、議案第80号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。11時15分、再開いたします。宜しくお願いします。

午前11時07分 休 憩

.....  
午前11時14分 再 開

○議長(須藤正人君) 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第8、議案第81号、平成24年度八峰町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

当局の説明を求めます。伊藤副町長。

○副町長(伊藤 進君) それでは議案第81号について説明いたします。

一般会計の補正予算であります。

議案第81号、平成24年度八峰町一般会計補正予算(第6号)。

平成24年度八峰町の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

そうすることで歳入歳出それぞれ1,174万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を61億7,173万7,000円とするものであります。

それから、第2条では、地方債の廃止と変更でございます。

そうすることで、地方債についてということで4ページの方をご覧いただきたいと思っております。

最初に地方債の廃止ということで、防災行政無線デジタル化事業1億6,400万円、これを廃止するというものです。その理由につきましては備考欄に書いてありますとおり、緊急防災・減災事業債の要望額が国の枠を超えてしまったために配分されなかったということで、その分を過疎債に振り替えるということで、この関係については後ほど11ページの方の町債の方に内容については出てまいります。

それから変更でありますけれども、今のそれも含めまして過疎債を1億9,100万円から3億4,080万円に限度額を変更するというものでございます。

それでは歳入をご覧ください。

今回、総額で減額補正なわけですが、その一番大きいのが、一番最初の14款2項3目の土木費国庫補助金が2,720万9,000円減額になるということであります。これ



は事業費が全体で30%カットされたということで、ここに書いてありますとおり社会資本整備総合交付金が減ったということで、これに関連する予算は、歳出の方で今、21ページ・22ページの方に出てまいります。

それから県支出金15款2項2目の民生費県補助金ですけれども、246万円を補正するというものであります。内訳につきましては、地域生活支援事業費補助金、それから秋田県地域支え合い体制づくり補助金、合わせて246万円であります。関係予算が歳出の14・15ページに出てまいりますので、そちらの方で中身を説明いたします。

それから、5目の農林水産費県補助金127万9,000円の補正であります。農業費補助金ということで、地籍調査費補助金、それから農地・水保全管理支払推進交付金、それから鳥獣被害対策交付金、それから地域農業を担う経営体育成・確保推進事業費補助金、全国農業担い手サミットin秋田実行委員会補助金ということで、これは上の10、13、23につきましては事業費の内示なり決定による補助金の減額等であります。それから、それ以外のものにつきましては、後ほどですね16ページの方に、農林振興費の方に中身が出てきますので、説明したいと思えます。いずれ一番下の全国農業担い手サミット云々とありますけれども、これは今回の種苗交換会が能代であるんですけども、それにあわせて今回のサミットが秋田県で開催されるということで、担い手が一堂に会している今の農業の現状とかですね、経営状況等、意見交換しながら経営改善を図るサミットをやるということでございます。

それから7目の消防費県補助金156万円、これは市町村総合防災対策緊急交付金ということで、これにつきましても25ページの方に出てまいりますけれども、これは当初予算等でもう措置してあります、備品購入費とか、それから避難路の看板代、それから衛星携帯電話等のそれに充てるということでございます。

それから15款県支出金、15款3項4目教育費委託金、これは県の新しい事業で10万円補正しようというものであります。あきたっ子グローバルビジョン事業委託金、これは26ページの教育助成費の方に出てきますので、後ほど教育長の方から説明いたします。

それから18款2項1目の財政調整基金繰入金ですが、27万9,000円を補正するというものであります。これは中央公園の公園管理費ということでやっているということで、これも24ページの公園管理費の方に出てまいります。

それから3目の自然再生基金繰入金14万円、これも後ほど18ページのオフセット・クレジット推進費の方に出てまいりますけれども、企業の森づくり事業ということで、秋

田銀行がやる事業に充てるものであります。

○議長（須藤正人君） 副町長、歳出で出てくるのは、そのまま読み上げてください。

○副町長（伊藤 進君） ああ、そうですか。

それから4目の観光振興基金繰入金100万円、これは全協でも説明しましたとおり、ポンポコ山の冬期間の集客のための遊具を買うためのあれであります。

それから、19款1項1目繰越金ですけれども、繰越金から2,260万1,000円を充てるというものであります。

それから20款5項3目の雑入24万6,000円ですが、これは緑の羽募金で集めたお金のうち、秋田県緑化推進委員会からその65%の24万6,000円が入ってくるというものであります。

それから21款1項6目の土木債、先ほど起債の変更等のところで話しましたように1,420万円減額補正であります。これにつきましては、内訳につきましては、ここに書いてあるとおりであります。

それから、この中で橋梁整備事業債560万円とありますけれども、それは事業内容の変更等によって、当初、仮設でやる予定であったものを本事業でやるということで、これについても今みんな歳出の方に出てまいります。

それから消防費、これにつきましては、先ほどの起債の廃止のところで過疎債に振り替えるという話したんですけれども、その財源変更でプラマイゼロであります。

それでは歳出の方、12ページ、1款1項1目の議会費3万8,000円の補正であります。これは旅費と需用費であります。

2款1項1目一般管理費、総務費の一般管理費ですが、136万6,000円の補正であります。需用費の消耗品については、町長車の夏冬のタイヤ代であります。

それから15節の工事請負費の減額につきましては、工事の完成に伴って落札差額分を減額するというものであります。

それから負担金補助及び交付金のところで、非常勤特別職の公務災害補償基金負担金ということで286万5,000円、これは今年ですね、この非常勤特別職や臨時職員のいろんな公務事故といいますか、それが多いいということで、今年度のみの負担金であります。

それから4目の会計管理費2万7,000円、電子チェクライターということで、これ小切手切る時の機械が古くなってあれだということで買うというものであります。

それから、12目の地方情報化事業債50万円の補正であります。これは役務費の50万円

ということで、手這坂に木村さんという方が今度転入してきて住むようになったということで、その地デジ受信設備の引き込み作業の手数料分でございます。

それから、次のページ、14ページです。2款6項1目監査委員の監査委員費ですが、8万9,000円の補正であります。これは全国大会の随行分の旅費等でございます。

それから、3款1項1目社会福祉総務費238万8,000円の補正ですが、これは先ほど8ページの県補助金のところで出てきた事業対応にするものであります。これは、前にも地域生活支援補助金ということで一人暮らし世帯とか高齢者世帯に除雪機ですか、買ったんですけども、そういう事業がまた出てきたものですから今回も小型ロータリー除雪機を3台買いたい。それからそのための格納庫としてプレハブ1棟を建てたいというふうな予算内容であります。

それから、老人福祉費で60万4,000円の補正であります。これにつきましても、先ほどの事業の関連と、これにはもう一つ、先ほど補助金で出てきた秋田県地域支え合い体制づくり事業の関連予算でございます。

それから、4款1項7目の町営診療所費50万円の補正であります。これは全協でも説明いたしましたように、今、医師確保に向けて今一生懸命ホームページ等でPRしておりますけれども、なかなか応募してくる人がいないということで、改めてですね「週刊日本医事新報」というふうな医者専門のそれに広告を出すためのお金でございます。

それから、次のページですが16ページ、4款2項1目清掃費、減額補正645万7,000円ですが、これは、ごみ袋と、それから業務委託料の落札後の差額分の減額であります。

それから、6款1項3目農業振興費17万3,000円の補正であります。これは、先ほど言いました全国担い手サミットの関連の予算でありまして、報償費、需用費、それから負担金等でございます。

それから5目の農地費9万円の減額ですが、これも先ほどの8ページのところで出てきた県補助金に関連する細目であります。

それから地籍調査費144万円の追加ですが、これは事業が追加されたということで、その分として委託料144万円を補正するものであります。

それから10目の鳥獣被害対策事業費、これ補正額ゼロでありますけれども、先ほど言いましたように県補助金でお金が入ってくることになったために一般財源の分をこちらに財源内訳を変更するというものであります。

それから18ページ、6款2項1目林業総務費24万6,000円の補正であります。これは、

先ほど県から入ってきた、緑化推進委員会から入ってきたものを町の緑化推進委員会の方に出してやるというものであります。

それから3目の林道整備費292万5,000円でありますけれども、これにつきましては7月の豪雨等でいろいろ林道の路面が洗堀されたり、それから米代線の看板、案内看板、今オープンするわけですけれども、それから、あと林道の草刈りのお金等で、役務費、使用料、それから原材料費として補正するというものであります。

それから、5目のオフセット・クレジット推進費14万円の補正であります。これは先ほど言いましたとおり、自然再生基金の方から取り崩した分を秋田銀行が行う企業の森づくり事業の地拵え分、それから職員の指導費として役務費を補正するものであります。

それから、6款3項2目の水産業振興費ということで25万1,000円の補正であります。これは、鳥取県と一緒にやる首都圏のハタハタイベント等に関わる経費であります。旅費並びに需用費であります。

それから4目の漁業集落排水整備事業費218万3,000円ということで、これは特別会計の漁業集落排水事業特別会計の方に繰り出すというものであります。

それから7款1項2目の商工振興費63万円の補正でありますけれども、これは首都圏のイベントに参加の旅費や、白神ブランド試作品モニター調査委員等の旅費でございます。それに関わる経費で、需用費、使用料等でございます。

それから、3目の観光費102万9,000円の補正であります。これにつきましては、上の7目の賃金、報償費、旅費につきましては、あきた白神駅の開業15周年イベントに関わる経費であります。

それから11節のところの需用費につきましては、公衆用トイレ等、観光施設に関わる経費でございます。

それから6目のポンポコ山公園管理費ということで100万円、先ほど観光振興基金100万円取り崩すというふうなあれあったんですけれども、先ほど言いましたように遊具等を買いたいということで100万円であります。

それから、次のページ、8款2項1目の道路維持費、これにつきましては、需用費、役務費等合わせて756万9,000円の補正ですけれども、石川幹線林道の舗装の補修分と、それから備品のところで軽トラック285万円とありますけれども、今ある4tダンプ、それと、それから巡回車が経年で古くなったということで廃車するというので、それに伴って軽ダンプと軽1t車を買うというものでございます。

それから、2目の道路新設改良費5,430万円の減額です。これは先ほどの国庫補助金等の減額に伴うもので、中身については委託料が2,850万円、工事請負費が2,150万円、そして、公有財産購入費が430万円の減額でございます。

それから、3目の橋梁維持費1,980万円の補正であります。これは先ほど言いましたように、横内橋の改良工事に伴う、仮設等のものをやめて本工事で行うということで、その関連予算で、仮設材等の減額が使用料のところでは240万円、工事請負費で850万円の追加、それから補償金ということで1,370万円の補正であります。

それから、次の23ページ、8款5項1目の住宅管理費ですけれども、これにつきましては夕風団地の1号棟の防風ネット設置に伴う経費でございます。

それから、次のページ、24ページ、8款6項1目公園管理費27万9,000円の補正です。これは、先ほどの財政調整基金を繰入した分の中央公園の草刈りや除草剤の散布に使う手数料であります。

それから、9款1項2目の消防施設費300万4,000円の補正でありますけれども、これは、ここに書いてありますように第14分団、それから第15分団の消防小屋の補修等に関わる経費でございます。

それから3目の災害対策費、これは先ほど言いましたように市町村総合防災対策緊急交付金で入ってきたものですから、前に一般財源でやることになっていたものをそちらの経費で賄うという財源変更であります。

それから、防災無線施設ということで5万9,000円の補正でありますけれども、戸別受信機等の設置に伴って、その出荷に伴う補助検査に立ち会うための旅費でございます。

あと、教育費の方については教育長から後ほどご説明いたしますので、私からは…。

○議長（須藤正人君） 副町長、30ページ。

○副町長（伊藤 進君） うん、30ページですな。30ページの災害復旧費ですが、11款1項2目の林業施設災害復旧費で、その災害査定等に伴う職員の時間外等で14万2,000円の補正であります。

それから、13款2項1目の国県支出金返納金ということで16万8,000円の補正でありますけれども、これは23年度のがん検診等の事業費が確定したことに伴う返納金でございます。

宜しく申し上げます。

○議長（須藤正人君） 千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） それでは、私の方から25ページからの教育費についてご説明申し上げます。

まず、10款教育費 1項教育総務費 2目の事務局費でございますが、マイナス112万円の減額でございます。これは、当初、ALTの採用の件でございますけれども、当初、臨時職員として1名分の賃金を336万円を計上いたしましたのですが、その後、県との指導も受けまして、臨時職員でなく臨時の非常勤特別職員として採用した方がいいということでもありますので、8月20日から採用いたしましたので、8月から来年の3月までの分を減額して補正計上させていただいたものでございます。

次のページをお願いいたします。

3目の教育助成費の61万4,000円でございます。報償費と旅費でございますけれども、先ほど副町長の方、歳入の方で申し上げました、あきたっ子グローバルビジョン報償費と講師謝礼と費用弁償と合わせての計上でございます。秋田県の年度途中の事業でありまして、あきたっ子グローバル事業ということが新しく事業ができて、ALTを自前で採用した関係もあって、あなたの方で町でやらないかと、補助は10万円ですけれどもという話がありました。そこで、この事業を学校側と相談した結果、やらせていただくということで申し込みました。これはグローバル社会を生き抜くための国際的視野とコミュニケーション能力の育成を図るというのを目的とした事業でありまして、県内に住む、外国から来られて様々な仕事をされる方々を講師として招いて、各学校、小学校、中学校の方で交流をするという事業でございます。それに合わせて、県内外で各分野で活躍されている、グローバルな視点を持った人材を招いて、中学生を対象に講演会も開催したいなと思ひまして、合わせて41万4,000円を計上させていただいたものでございます。これは報償費と旅費の分でございます。14節の使用料及び賃借料につきましては、中学校の総体の陸上競技等が従来よりも競技日程が増えたことと、秋季の総体や子どもたちの校外学習でのバスの借り上げ料が不足の見込みということでありまして、計上させていただいたものでございます。

次に、10款 3項中学校費 2目の峰浜中学校費でございます。補正は2万5,000円でございます。これは、武道の必修化に伴いまして外部の指導者を導入するための謝礼と費用弁償の分を計上させていただきました。

次のページの3目八森中学校費につきましては、報償費と旅費につきましては、峰浜中学校と同じように武道の専門家を外部講師を雇うための費用でございます。需用費の

32万円につきましては、修繕料として計上させていただきました。これはバスケットボールのルールの改正に伴いまして、コートラインの変更等で引き直しが必要となりまして、追加補正をさせていただいたものでございます。ちなみに峰浜中学校につきましては、23年度のきめ細かな交付金の事業で体育館の塗装を行ったことで、既に改正になっておりましたので、ついでにやったために今回は八中だけということになっております。

次、4項社会教育費、峰浜文化交流施設の管理費でございます。15万3,000円の計上でございまして、備品購入費としてコードレス電話機を購入するものでございます。事務局の電話機が固定電話機でありまして、室内外での仕事で席を立つのが多く、そのため、住民の皆さんに不便をかけていることも、また苦情としてもあがったりしましたので、コードレス電話機1台と接続装置等々の工事料金も含めての予算の計上でございます。

次のページでございます。6目の秋田県自然体験センターの補正額122万円でございます。役務費として47万円、手数料でございます。備品購入費として75万円の計上でございます。この47万円の内訳でございますけれども、簡易無線局を設置しております。基地局を設置しておりまして、移動局2つと子機3台を持っておりますが、本来5年ごとの更新でありまして当初予算に計上すべきところでありましたけれども、手違いにより漏れましたので今回計上させていただいたものが12万円でございます。また、館内の利用形態を変えた関係で、観光も含めた体験活動をするために泊まれる方も最近は多くなりまして、部屋にテレビがないという話もありまして、特別室としてとっております2部屋にテレビをつける。また、2階のロビーにもテレビ1台ということで、それ用の配線の手数料として見積額のままあげましたが、25万円の計上と、それからシルバーバンク利用手数料であります。これも利用が増えたためのバスの運転手と、里山の草刈り等の費用として10万円をあげさせていただいた次第です。それから、75万円の備品購入費につきましては、3台分のテレビと、先の全協で写真を提示させていただきましたTPテントを購入したいということで50万円、合わせて75万円、トータルで122万円の計上でございます。

5項の保健体育費、スポーツ少年団総務費でございますが、役務費として3万6,000円、また、使用料及び賃借料として自動車等6万3,000円でございます。これにつきましては、スポーツ少年団の指導員の認定料は町で負担しておりますけれども、今年度から値上がりしたために値上がりした分の差額を計上させていただいた3万6,000円でございます。また、6万3,000円につきましては、秋のミニバス、秋季のミニバス等の各種大会